

各土木出張所長
 土木試験所長殿
 各地方長官

道路構造令並同細則改正案要項送付の件

曩に地方土木主任官會議に諮問相成候標記の件今般別紙の通成案を得候に付御参考迄に及送付候
 迄て道路構造令及同細則は近く改正可相成見込に付申添候

(参考)

道路構造令並同細則改正案要項

総 則

第 1 本則は国道及府県道に之を適用す（街路に付ては別に定む）

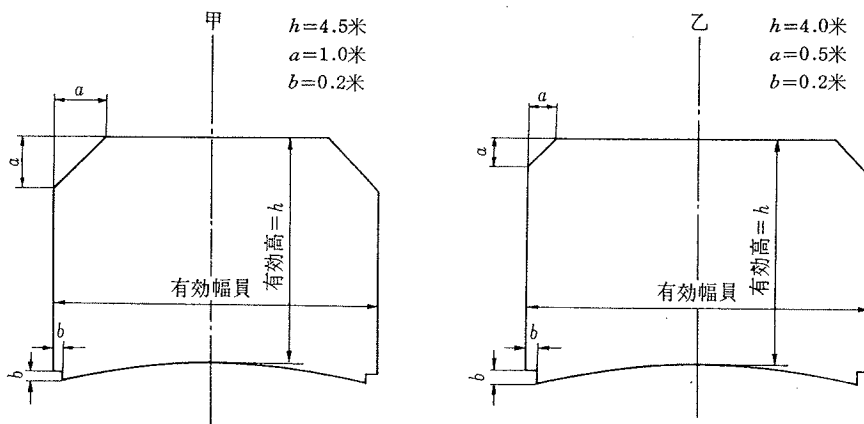
幅 員

第 2 道路の有効幅員とは路面幅員より路肩の幅員を除きたるものを謂ふ

第 3 路肩は路面内両側に設け其の幅員は各 0.5 米以上と為すべし、但し特殊の箇所に在りては此の限
 に在らず

第 4 道路の有効幅員は次に掲ぐる甲の規格を下ることを得ず、但し山地其の他特殊の箇所に限り乙の
 規格に依ることを得

道路の種類	甲	乙
国道	7.5 米	6.0 米
指定府県道	6.0 "	5.5 "
其の他の府県道	5.5 "	4.5 "



前項の有効幅員より大なる有効幅員を必要とする場合に於て 11 米迄は次に掲ぐる規格に依るべし

11.0 米	9.0 米
7.5 米	6.0 米

第 5 橋梁及隧道の有効幅員は第 4 の規格に依る接続道路の有効幅員と同一と為すべし、但し橋梁に在
 りては其の延長 15 米以上、隧道に在りては特殊の場合に限り接続道路の有効幅員の次位の有効幅員
 と為すことを得

第 6 路面上の建築限界は次に掲ぐる甲の規格に依るべし

但し特殊の箇所に限り乙の規格迄縮小することを得

線 形

第 7 屈曲部中心線の半径は次の規格に依るべし、但し特殊の箇所に於ては 15 米迄、反向曲線（ヘヤ
 ピン曲線）に於ては 11 米迄之を縮小することを得

道路の種類	半 径		
	平 坦 部	丘 陵 部	山 岳 部
国道	300 米以上	150 米以上	50 米以上
指定府県道	200 米以上	100 米以上	40 米以上
其の他の府県道	150 米以上	75 米以上	30 米以上

第8 屈曲部中心線の長は平坦部に在りては 60 米以上、丘陵部に在りては 40 米以上、山岳部に在りては 25 米以上と為すべし

第9 安全視距は道路の中心線上 1.4 米の高に於て次の標準に依るべし、但し中心線の半径 30 米未満の箇所在りては 30 米迄、反向曲線に在りては 20 米迄之を縮小することを得

道路の種類	安全視距		
	平坦部	丘陵部	山岳部
国道	100 米以上	100 米以上	60 米以上
指定府県道	100 米以上	90 米以上	55 米以上
その他の府県道	100 米以上	80 米以上	50 米以上

段切を為す場合に在りては道路の中心線上 1.0 米の高において之を為すべし

第 10 屈曲部中心線の半径 300 米未満の箇所に於ては其の屈曲部の内側に於て次の標準に依り其の有効幅員を拡大すべし、但し有効幅員 9 米以上の道路に在りては此の限に在らず

半 径	拡大すべき幅員
15 米未満	2.7 米
15 米以上 20 米未満	2.2
20 " 30 "	1.7
30 " 50 "	1.2
50 " 75 "	0.8
75 " 100 "	0.5
100 " 150 "	0.4
150 " 300 "	0.3

第 11 第 10 の場合に於ては屈曲部の両端に次の標準に依る長の緩和区間を設くべし

半 径	緩和区間長
20 米以上	30 米
20 " 50 米未満	25 "
50 " 100 "	20 "
100 " 300 "	10 "

第 12 屈曲部に於ける横断勾配は特殊の箇所を除くの外中心線の半径 300 米未満の箇所に限り次の標準に依る片勾配と為すべし、但し片勾配は第 20 の標準に依る横断勾配より緩なることを得ず
前項の場合に於て屈曲部と直線部との横断勾配の摺付は道路の外側に沿う長 10 米に付 0.1 米の割合を以て標準と為すべし

半 径	片 勾 配
110 米未満	6%
110 米以上 150 米未満	3%乃至 6%
150 " 200 "	2% " 3%
200 " 300 "	1.5% " 2%

第 13 屈曲部中心線の半径 300 米未満の曲線は特殊の箇所を除くの外背向直接を避け両曲線間に第 11 の標準に依る緩和区間長の和を標準とする直線部を設くべし

第 14 屈曲部中心線の半径 300 米未満の複合曲線は特殊の箇所を除くの外之を避くべし

屈曲部中心線の半径 300 米未満の複合曲線を用うる場合に於ては直接する両曲線の半径の比は 3 分の 2 より小なることを得ず

屈曲部中心線の半径 300 米未満の同方向の二曲線間に長 30 米以上の直線区間を挿入し得ざる箇所には単一曲線又は複合曲線を設くべし

勾 配

第 15 道路の勾配は次の規格に依るべし、但し特殊の場合に限り平坦部に在りては 5% 迄、丘陵部に在りては 6% 迄、山岳部に在りては 10% 迄急と為すことを得

道路の種類	勾 配		
	平坦部	丘陵部	山岳部
国道及指定府県道	3%以下	4%以下	5%以下
その他の府県道	4 "	5 "	6 "

第 16 勾配 4%より急なる坂路の長が次の標準に依る制限長を超過する場合に在りては制限長以内毎に勾配 2.5%より緩なる長 50 米以上の区間を設くべし

勾	配	制 限 長
4%以上	5%未満	700 米
5 "	6 "	450 "
6 "	7 "	300 "
7 "	8 "	200 "
8 "	9 "	150 "
9 "	10%以下	100 "

4%以上の勾配 2 以上連続する坂路に在りては其の勾配に対する制限長の比例に依りて之を 1 勾配の坂路の長に換算し前項の標準に依るべし

自動車交通を主とする道路に在りては第 1 項の制限長を相当大と為すことを得

第 17 道路には 0.5% を標準とする最小勾配を付すべし但し排水上必要な箇所其他特殊の箇所に在りては此の限に在らず

第 18 勾配の変移する箇所においては次の標準に依る長の縦断曲線を設くべし

勾配の代数差	縦 断 曲 線 長		
	平 坦 部	丘 陵 部	山 岳 部
0.5%以上 3%未満	20 米以上	15 米以上	10 米以上
3 " 5 "	40 "	30 "	20 "
5 " 7 "	60 "	50 "	20 "
7 " 10 "	90 "	70 "	30 "
10 " 13 "	100 "	90 "	40 "
13 " 16 "	—	—	50 "
16 " 20%以下	—	—	70 "

第 19 坂路に於ける屈曲部中心線の半径 (米) を其の勾配 (%) にて除したる数は平坦部に在りては 7.5 以上、丘陵部に在りては 6.0 以上、山岳部に在りては 4.0 以上と為すべし

横断勾配

第 20 道路の横断勾配は次の標準に依るべし

路 面 の 種 類	横 断 勾 配
砂利道	4 %乃至 6 %
水縮マカダム道	3 " 5 "
瀝青塗装道	2.5 " 4 "
瀝青マカダム舗装道	2.5 " 3 "
瀝青コンクリート舗装道	2 " 2.5 "
塊舗装道	2 " 2.5 "
コンクリート舗装道	1.5 " 2 "
シートアスファルト舗装道	1.5 " 2 "

土 工

第 21 盛土の法勾配は普通土砂に在りては 1 割 2 分より緩と為し高 2 米を超ゆる場合又は土質若は地盤軟弱なる場合に在りては相当之を緩と為し必要に応じ小段を設くべし

法尻が水流に因り洗掘さるる虞ある箇所には適当なる法留工を施すべし

第 22 切土の法勾配は普通土砂に在りては 1 割より緩と為し 高大なる場合又は土質軟弱なる場合に在りては相当之を緩となし必要に応じ小段を設くべし

法尻には側溝を設け必要に応じ犬走又は土留工を施すべし

第 23 路端の高は特殊の箇所を除くの外道路に近接する 水面の平水位より 60 釐以上、最高水位より 30 釐以上と為すべし

第 24 雨水、湧水、凍結等に因り法面崩壊の虞ある箇所には法面保護工、小段又は犬走を設くべし

第 25 側溝の深及底幅は 30 釐以上、其の最小縦断勾配は 0.5% を標準と為すべし

交 叉

第 26 国道、指定府県道及主要なる府県道に在りては特殊の箇所を除くの外鉄道、新設軌道、自動車道又は之に類するものと平面交叉を為すことを得ず

第 27 道路が鉄道，新設軌道，自動車道又は之に類するものと平面交叉を為す場合に在りては 其の交角は特殊の箇所を除くの外 45 度以上と為すべし

踏切の有効幅員は前後道路の有効幅員より小なることを得ず

踏切前後道路の有効幅員 5.5 米未満の場合に在りては踏切及其の前後に於ける長各 30 米以上の区間は有効幅員を 5.5 米以上と為すべし

踏切に於ては線路の最縁端軌条又は自動車道の路端より道路の中心線上 4.5 米を隔てたる地点に於て線路上又は自動車道の中心線上左右各次の標準に依る長の見透区間を保持せしむべし，但し車輛運転中番人を常置し又は完全なる自動踏切警報機を設置する場合に在りては此の限に在らず

踏切地点に於ける車輛の最高時速	見透区間長	
	単線	複線
35 秆未満	40 米以上	60 米以上
35 秆以上 50 秆未満	60 "	80 "
50 " 65 "	80 "	100 "
65 " 80 "	100 "	120 "
80 "	110 "	140 "

第 28 道路が交会又は屈曲する箇所の凸角は半径 7.5 米以上を標準として之を翦除すべし

待避所

第 29 有効幅員 4.5 米未満の道路には少くとも 300 米毎に見透開敵の箇所を選び待避所を設くべし

待避所の有効長は 20 米以上と為し其の区間に於ける道路の有効幅員は 4.5 米以上と為すべし

雑

第 30 道路には必要に応じ駒止，防護柵，照明，反射鏡等の設備を為すべし

第 31 特別の事由あるものに限り前各号の定に依らざることを得